おおふな

2024 年 7 月 25 日 No.49

発行者:小林 洋一 編 集:情宣部

J R 東 労 組

大 船 支 部

本人希望を無視し、組合活動を著しく制限させる役員の異動発令は

組合活動の妨害であり不当労働行為だ!!

会社は大船支部定期大会(7月27日)を目前に控えた最中

1名の役員に対して大船支部エリア外にある職場への異動を発令しました。当該役員は現職場での乗務業務を一貫して希望しており、異動先の職場は職種もエリアも一切希望していない箇所です!! 支部大会直前の異動発令であり、組合活動に大きな支障が出ることは明白で、明らかな不当労働行為です!! 神奈川県の HP にも以下のように記載されています。

神奈川県(かながわ労働センター) 労働問題対処ノウハウ集より (中略)組合役員で転勤によって労働組合活動 が著しく制限を受ける時は、不当労働行為に当 たるとして、(異動が)『無効』になります。

さらに家庭での介護もあり、異動を遅らせることはできないのかと聞くと…

それは異動先で 相談して下さい

管理者

当該役員

こうした経営姿勢を許してはいけない!!
大船支部は断固たたかいます!!